

## 大阪信愛学院大学紀要投稿規程

(名称)

第1条 本誌は、大阪信愛学院大学紀要 (Bulletin of Osaka Shin-Ai Gakuin University) (以下、「紀要」という。) とする。

(発行)

第2条 この紀要は、年1回の発行を原則とする。

(編集委員会)

第3条 紀要の企画、立案、編集のため、編集委員会を置く。編集委員会は、学術・研究推進委員会をもって構成し、委員長は学術・研究推進委員長とする。ただし、委員長の指名により、編集委員を追加することができる。また、委員長は、編集委員会を招集し、議長として委員会を統括する。

(投稿資格)

第4条 著者に大阪信愛学院大学専任教員が少なくとも一人含まれている必要がある。ただし、編集委員会が特に認めた者についてはこの限りでない。

(研究倫理と法令順守)

第5条 「ヒトおよび動物を対象とする研究」については、著者が所属する機関の研究倫理委員会の承認を得ており、その旨を本文中に明記することを要する。

(COI【利益相反】)

第6条 COI に関する申告記述を論文等の末尾等の適切な箇所にしなければならない。ない場合は、ない旨の記述を同様に論文等の末尾等の適切な箇所にしなければならない。

(執筆要領)

第7条 執筆の要領については以下のとおりとする。

### 1) 提出原稿

紀要に掲載する原稿は未発表のものとし、言語は日本語または英語とする。

### 2) 原稿の種類

#### (1) 原著論文

主題が明確で、独創的で新たな知見が示されている理論的・実証的な学術論文

#### (2) 総説

特定のテーマについて国内外の知見を多面的に集め概観し、総合的・独創的に概説したもの

#### (3) 報告 (研究報告・実践報告・事例報告・事業報告)

学術的に示唆に富む事例や、調査研究、報告

#### (4) 資料

研修・視察報告など、一定の参考になるとと思われるもの

(5) その他

翻訳・研究動向・書評など委員会が認めたもの

投稿論文の表紙に原稿の種類を記載する。

3) 原稿の構成

(1) 投稿原稿の枚数は、表紙と要旨を除き、原則として図表等を含めてA4 版紙 50 字×40 行(2000 字)、8 枚以内とする。図表は、1/4 あるいは 1/6 頁に換算する。

(2) 英文原稿は A4 版でダブルスペースとし、6,000 語以内とする。投稿者の責任において専門家の校閲を受けたものが望ましい。

(3) 原稿の表紙には上半分に表題、著者名、所属機関名をこの順に書く。著者、所属機関が複数の場合は、各著者名の末尾に番号を算用数字で順に付すとともに、対応する所属機関名を番号順に列記する。下半分には連絡責任者氏名、宛先、電話番号、E-mail アドレスを明記する。1 ページ目に和文ならびに英文の要旨（和文 250 字以内、英文 250words 以内）とそれぞれ 5 語以内のキーワードを記す。2 ページ以降は本文となる。

(4) 図表等の説明には番号、タイトル、簡潔な説明を加える。図表等は、脚注も含めて、本文中に挿入する。

(5) 文献

①本文の文献表示方法

文献は、引用順に通し番号を付し、論文原稿中の引用箇所片カッコをつけて、右肩上に番号を付す。

②文献の記載方法

原則、著者（共著者）が 3 名までは、省略せず、全員の名前を記し、それ以上の場合は、3 人目の著者名の直後に和文の場合は「他」と記し、英文の場合は “et al.” と記す。

・Kennedy JF, Washington GA. On the history of international affairs. *Am J Politics* 201;23-35, 2003.

・松尾 博哉、林 嘉彦、井田 健、他. 滋賀県の在住南米人集積病院における妊産婦母子保健指標に関する研究. *周産期医学* 37: 1062-1066, 2007.

・(単行本) 鈴木一郎. 世界における日本文学の評価. 日本書房. 2002.

・(単行本の 1 章) 山本二郎. 食物中の繊維含有量. In: 大山三郎編, 栄養学概論. 美味堂書店, pp. 50-75, 2001.

(投稿論文の提出)

第 8 条 投稿論文は、紀要同一号に対して筆頭著者の場合 1 人 1 篇を原則とする。ただし、共同執筆の場合はこの限りでない。投稿者は所定の期日までに論文原稿ならびにチェックリストを電子媒体で総務課に提出する。受領後、平日 3 日以内に受領確認メールを送信する。

(査読)

第 9 条 原稿は編集委員会により委任された者が査読する。委員会は、査読の結果、原稿

内容の加除、修正を求めることができる。原稿の採否は委員会において決定する。

(校正)

第10条 校正は執筆者の責任において行い、再校までとする。校正に際して原文の変更又は追加は原則として認めない。

(著作権)

第11条 掲載された論文などの著作権は、大阪信愛学院大学に帰属する。ただし、著作者自身は、出典を明記したうえで、自らの論文等の全部又は一部を利用することができる。著者は、著作権として研究紀要への投稿段階において「複製権」および「公衆送信権」の非営利目的での行使を大学に許諾したものとする。あわせて大学が委託する機関による「複製権」および「公衆送信権」の権利行使についても同様に許諾したものとする。

(事務取扱)

第12条 この規程に関する事務は、総務課とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て学長が行う。

附則

(施行期日)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。